

役場の組織が変わりました

町では、職員数の縮減を図りながら、行政サービスの維持を図るため、令和2年度から行政組織の見直しを行います。

内容は「税務課」と「出納室」を統合して「税務会計課」とし、同課内に会計管理者の補助組織として「会計担当」を設置するものです。

ご理解、ご協力をお願いします。

新しい課名	担当名	主な業務
税務会計課	管理担当	諸証明、町税の徴収、納税相談
	課税担当	町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
	会計担当	現金の出納業務、決算業務

問合せ 総務課庶務担当 ☎66・3111 内線214

二次救急医療を守るために！

秩父地域の二次救急を守るため、初期救急を利用してください。

重症や緊急性のある方が対象の二次救急に軽症の患者さんが大勢受診すると、二次救急の患者さんが速やかに治療を受けられなかったり、少人数で勤務している医師や看護師が過労で退職してしまうなどのことがあげられており、全国的な問題となっています。

そして、秩父地域の二次救急は、輪番病院（秩父市立病院、秩父病院、皆野病院）が交代で実施しています。3病院とも医師や看護師などのスタッフが不足している中、最小限の人数で秩父地域の救急医療を維持している状況です。医療体制は医師や看護師だけでは維持できません。秩父地域の救急医療を、皆さんが安心して受けられるように、ご理解、ご協力をお願いします！

●**初期救急**：日曜、祝日に軽い症状（頭痛、腹痛、風邪、インフルエンザの軽症など）の場合は、初期救急（休日診療所や在宅当番医療機関）を受診してください。

なお、体の不調を感じた時は、できるかぎり平日の昼間に、かかりつけ医や近くの医療機関を受診してください。

●**二次救急**：救急車が必要な場合や入院が必要な症状の場合は二次救急となります。

大きなケガや脳梗塞のような重い症状の場合は、すぐに救急車を呼んでください。

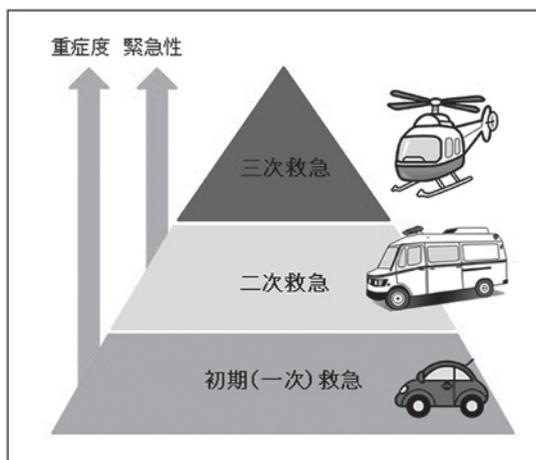
夜間や休日の急病で判断に迷った時は、**埼玉県救急電話相談**（☎#7119番または☎048・824・4199、24時間対応、無休）を利用しましょう。

【**利用上のお願い**】 この電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより相談者の判断の参考としていただくものです。

また、県HP「埼玉県医療機能情報提供システム」では、医療機関や薬局の情報が確認できます。

🌐<http://www.iryu-kensaku.jp/saitama/>

救急医療



※秩父地域に三次救急はないので、秩父都市外の三次救急病院に搬送となります。

三次救急 緊急の治療・入院
【救急車で搬送、
場合によってはドクターヘリで搬送】

二次救急 入院が必要
【救急車で搬送、自家用車で受診】

初期救急 頭痛、腹痛、風邪、
インフルエンザなど
【自家用車や徒歩などで受診】

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線134